

平成 2 5 年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成 2 5 年 8 月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（平成23年8月26日法務大臣決定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果をまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成25年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 法務に関する調査研究	
	高齢・障害犯罪者に関する総合的研究	5
	(高齢・障害犯罪者に関する総合的研究：事前評価結果表)	
	窃盗事犯者に関する研究	10
	(窃盗事犯者に関する研究：事前評価結果表)	
	(参考資料)	
	研究評価検討委員会における評価基準	15
	(2) 施設の整備	
	沖縄少年院・沖縄女子学園新営工事	22
	(沖縄少年院・沖縄女子学園新営工事事業評価資料)	
	佐渡法務総合庁舎新営工事	32
	(佐渡法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	駿府学園新営工事	42
	(駿府学園新営工事事業評価資料)	
	西日本矯正医療センター（少年）（仮称）新営工事	52

(西日本矯正医療センター (少年) (仮称) 新営工事事業評価資料)

福岡第2法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

(福岡第2法務総合庁舎新営工事事業評価資料)

(参考資料)

法務省大臣官房施設課における事業評価システム・・・・・・・・ 73

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適切した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人
及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰
を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図る
とともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

(1) 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成25年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	法務に関する調査研究（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （I-3-(1)）		
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

我が国は急速な高齢化社会を迎えているが、高齢者による犯罪は、高齢者の人口増加を大きく上回る勢いで増加し、平成23年の65才以上の高齢者の一般刑法犯検挙人員は、4万8,637人（20年前の約6.8倍）である。また、65才以上の刑事施設入所受刑者人員は、20年前の274人に対し、平成23年は2,028人に増加（高齢者率は20年前の1.3パーセントに対し、8.0パーセントに上昇）している。一方、平成23年の高齢者の仮釈放率は、31.3パーセントと出所受刑者全体（51.2パーセント）より約20ポイント低く、その背景に、適当な帰住先のない者が年々増加していることがあると推測されている。

また、障害者についても、累犯障害者の問題が浮き彫りになり、刑務所が福祉施設の代用と化している実態があるのではないかなど等の問題が指摘されている。

こうした情勢を踏まえ、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策」では、その重点施策の一つとして「高齢者又は障害者に対する指導及び支援」を掲げており、高齢・障害犯罪者に対する再犯防止対策、とりわけ社会復帰に向けた生活環境の調整や生活基盤の確保等は、喫緊の課題となっている。

高齢又は障害のある犯罪者には、就労し、自立した生活を送ることが困難な者も少なくなく、矯正施設から出所する高齢・障害者を対象とする特別調整等のように、医療や福祉施設等への橋渡しを含む福祉的支援に重点を置いた社会復帰支援策が実施され始めているほか、検察庁においても、不起訴処分にあたって福祉的支援に橋渡しするなどの新しい取組も試行され始めた。

こうした支援策の改善・強化を含む今後の適切な高齢・障害犯罪者の社会復帰支援策の在り方を検討するにあたっては、支援を必要とする者の実態並びに支援の実施状況及びその有効性を把握する必要がある。しかし、従前の研究等では、まず、支援の対象となるべき者、すなわち、高齢者又は障害者で、医療や福祉等のサービス・支援を必要とする起訴猶予者、執行猶予者、保護観察対象者、矯正施設出所者・出院者等の規模自体明らかでないほか、罪種・手口等や属性ごとの帰住状況や家族関係等を含む生活基盤の確保等に係る実態も全く明らかではない。また、中には、福祉施設等になじまないなど、特定の支援策が有効に機能しない者もいることが推測され、対象者の特性に応じた適切な支援を選択することが求められるところ、罪種や属性等の犯罪者のタイプ別についての特別調整や住居確保支援等の効果の有無と程度も明らかではない。

したがって、高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに、これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成26年度から平成27年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 動向分析

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計等を用いて、高齢・障害犯罪者の動向及び処遇状況等を分析する。

(イ) 高齢・障害犯罪者の支援必要者数と支援状況の実態調査

一定期間における①検察庁で不起訴処分等となった者、②矯正施設入所者、③保護観察対象者、④更生緊急保護対象者について、高齢や障害により、医療や福祉等のサービスが必要な者及び支援の実施の有無・内容（「保護カード」の交付状況、特別調整の実施状況、更生緊急保護の実施状況等）について、検察庁、矯正施設及び保護観察所の職員記入等による調査票調査を実施する。

(ウ) 高齢・障害犯罪者の実態と社会復帰支援策の調査

一定時期において、裁判が確定し、又は、刑事施設から出所する高齢・障害犯罪者を調査対象者として抽出し、刑事事件記録又は調査票により、対象者の属性、犯罪の内容等を調査する。また、対象者に対する処遇状況（特に、特別調整・特別処遇等、医療・福祉的支援の必要性から実施されるものや住居確保支援等）や処分終了後の帰住状況等を調査する。

さらに、出所等の後、一定期間を経て、調査対象者の再犯状況等に関する追跡調査を実施する。

(エ) 高齢・障害犯罪者の処遇に関する実地調査

矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設等において、高齢・障害犯罪者の処遇の現状を実地調査する。さらに、検察庁において、障害等で医療・福祉的支援を必要とする者に対する支援を含む取組についても実地調査する。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、高齢・障害犯罪者及び処遇の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援対策の課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目

の評点は別添のとおりである。)

(必要性の評価項目)

本研究の対象である高齢・障害犯罪者の再犯防止は、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており、実施の必要性が極めて高く、かつ、高齢者犯罪が増加する中、同総合対策も策定のおおむね5年後を目途に見直しが見込まれていることなどから、早期に実施する必要性が極めて高いテーマである。また、現在まで本研究に代替する包括的な研究は実施されていない上、本研究のように、検察・矯正・保護関係機関の公的記録等に基づくデータを使用する横断的な研究は、法務総合研究所以外では実施できないと思われるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(効率性の評価項目)

本研究における調査対象者の設定については、検察、矯正、保護の各段階における高齢・障害犯罪者を広く調査対象とする上、いずれも一定期間を区切って該当する対象者を抽出するため、適切な規模・範囲の調査対象者を抽出することができる見込みであり、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。他方、調査対象となる「障害者」の範囲については、今後研究計画を進める中で適切に画定する必要があるほか、研究を深めるためには、実施実績数の制約から、統計的な分析になじみにくいものの、不起訴処分等となった検察庁による福祉的支援等の対象者の追跡調査を検討する余地がある。研究の手法等は、実務経験を有する者が、公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、かつ、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中24点である。

(有効性の評価項目)

本研究は、特別調整等導入後の高齢・障害犯罪者の実態や処遇状況等を包括的かつ実証的に研究するものであり、従来にはない研究であることを踏まえると、高齢・障害犯罪者対策、処遇の在り方等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(総合評価)

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成25年8月16日～23日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*1}

第3 再犯防止のための重点施策

1－(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

- 「平成20年版犯罪白書－特集：高齢犯罪者の実態と処遇」
- 研究部報告37「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究－高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析－」（2007）

*1 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

事前評価結果表

【 高齢・障害犯罪者に関する総合的研究 】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	高齢・障害犯罪者の再犯防止は、犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」における重点施策の一つに掲げられるなど、同対策を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており、本研究実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	高齢・障害犯罪者の実態や特別調整等の福祉の支援を含む処遇・社会復帰支援の実情を実証的に明らかにする包括的な研究は現時点まで行われていない。また、検察、矯正、保護関係機関の公的記録等に基づくデータを使用した手続横断的な研究であることに照らし、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことはできないと思われるから、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	高齢者犯罪が社会の高齢化の勢いにも増して増加している上、高齢・障害の矯正施設在在者等を対象とする特別調整の制度が開始されておおよそ5年が経過し、その効果等をも踏まえて施策の充実・改善を検討する時期にあると思われる。また、「再犯防止に向けた総合対策」も策定後おおむね5年後を目途に見直しが予定されているところであり、早期に、施策の検証等を含む包括的な実態把握を行い、施策の充実・改善に向けた検討のための基礎資料を提供する必要性が高い。したがって、本研究は早期に実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	支援必要者数と支援状況の実態調査では、検察庁で処理された者、矯正施設入所者、保護観察対象者等を広く調査対象とするほか、実態と社会復帰支援策の調査でも、裁判確定者及び刑事施設出所者を対象に、一定期間を区切って該当する対象者を抽出するため、適切な規模・範囲の調査対象者を抽出することができる見込みであり、他方、調査対象となる「障害者」の範囲については、今後研究計画を進める中で適切に画定する必要がある。また、研究を深めるためには、実施実績数上の制約から、統計的な分析になじみにくいもの、不起訴処分等となった検察庁における福祉的支援の対象者の追跡調査を検討する余地がある。これらを総合し、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究に使用するデータは、刑事事件記録や矯正施設・保護観察所が保有する公的記録に基づき収集されるもので信頼性がある上、その調査・分析は、高齢・障害犯罪者の処遇等に関する実務経験を有する研究官等が専門的知見をもって、統計学的に妥当な手法で実施するため、適切に行い得る。他方、対象者の支援の必要性を明らかにする観点の調査・分析方法等については、研究計画を進める中で、更なる検討が望ましい。これらを総合し、研究の趣旨・目的に照らして、実施体制及び手法は適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、主として、研究官等が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しない。したがって、研究手法は、費用対効果の観点から十分に合理的なものになると見込まれる。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、再犯防止に向けた総合対策に沿った研究である上、特別調整等導入後の高齢・障害犯罪者の実態や処遇状況等を包括的かつ実証的に研究するものであり、従来にない研究であることを踏まえると、法務省におけるこれら犯罪者に対する施策の検討のほか、法務省以外の機関や大学の研究等に大いに利用される見込みである。

評点合計： 64点

平成25年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	法務に関する調査研究（窃盗事犯者に関する研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （I-3-(1)）		
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」では、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行すること」が、重点施策として掲げられている。

ところで、窃盗は、一般刑法犯認知件数の約4分の3を占めており、国民が最も被害に遭いやすく、身近に不安を感じる犯罪の一つであるが、それにとどまらず、犯罪白書等における研究によれば、窃盗事犯者は、5年内累積再入率^{※1}等が覚せい剤取締法違反者と同程度に高く、窃盗を繰り返す傾向も認められることなどが明らかになっている。また、再犯防止に向けた総合対策における重点施策の対象である「少年・若年者」、「高齢者」、「女性」といった類型に占める窃盗の割合も全体と比べて目立っている上、例えば、高齢者が万引きを繰り返す実態がある旨の指摘もなされている。さらに、住居や就労の確保も同対策の重点施策とされているところ、平成21年版犯罪白書によれば、窃盗事犯者については、安定した住居や就労が再犯抑止要因であることも指摘されている。有効な再犯防止対策を検討するに当たって、質・量の両面において「窃盗」はその中心的な課題といえる。

窃盗により初めて執行猶予判決を受けた者の再犯状況の調査等を実施した平成21年版犯罪白書では、窃盗事犯者の再犯リスク要因等がある程度明らかにしたものの、窃盗は、手口、動機、背景事情等の点で多種多様な類型にわたっており、それぞれの特性に応じた再犯防止対策をとることが必要と思われる。しかし、同白書を含むこれまでの研究では、こうした、類型ごとの特性に応じた処遇等の対策の在り方を検討するための基礎資料となる再犯リスク等のきめ細やかな実態把握までには至っていない。

さらに、窃盗については、平成18年に刑法の一部改正により、罰金刑が導入され、窃盗により懲役刑に処せられる者の相当数が窃盗による罰金前科を経ていることが推測され、再犯に陥る窃盗事犯者の重要な分岐点となり得ていると考えられる一方、罰金に処せられる窃盗事犯者の手口・動機等の犯罪内容、前科前歴、属性等の実態や再犯状況等は全く明らかになっていない。

したがって、罰金に処せられた者を含めた初犯者を中心に、特に再犯率が高い万引き、侵入盗といった、窃盗事犯者の重要類型ごとの実態を明らかにするとともに、類型別の効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり、有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「窃盗事犯の重要類型について、初犯者を中心に、その実態を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成26年度から平成27年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 窃盗事犯の動向

警察統計，検察統計，矯正統計，保護統計等を用いて，窃盗事犯者の動向及び処遇状況等を分析する。

(イ) 窃盗事犯者の前科・手口別の実態調査

一定期間における，窃盗を主な罪名として罰金以上の刑が確定した者を対象とし，属性，手口，前科，刑の内容等の実態を分析するため，判決・前科調査を実施する。

(ウ) 重要な類型（手口・前科による類型）の実態及び成り行き調査

(イ)の実態調査結果を踏まえ，(イ)の調査対象者のうち，再犯防止を考える上で重要な類型（手口・前科による類型。初犯者で，手口が「万引き」又は「侵入盗」の類型を想定している。）について，動機や背景事情を含めた犯行態様の詳細を把握するため，刑事確定記録調査を実施する。

さらに，刑確定から一定期間の再犯状況等を調査し，調査対象者の基本的属性（性別，年齢等），犯行に関すること（動機や背景事情，手口，共犯者の有無，被害額等），犯罪の進度に関すること（処分歴や罪名等），生活状況に関すること（初・再犯時や処分後の住居・職業の状況，同居保護者・監督者の有無等），処遇に関すること（更生緊急保護やその他の措置の実施状況等）などの観点から，再犯リスクの分析を行う。

(エ) (ウ)の調査対象以外の実態及び成り行き調査

(ウ)の調査で対象としていない他の重要な類型に該当する者を(イ)の調査対象者から抽出し，(ウ)と同様の調査を行い，(ウ)の調査で得られた結果と合わせて，再犯リスクの分析を行う。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して，初犯者を中心に，窃盗事犯者の類型別の実態を明らかにし，再犯防止策及び処遇の在り方に関する課題と展望を取りまとめて，法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名，法務省の他部局員4名の計11名により構成）において，本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上，評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い，各評価に応じた評点を付すものとし，その評点の合計点に応じて，本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について，平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ，評価基準第4の1に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究の対象である窃盗事犯者は，再犯防止対策上の重要課題であり，犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており，実施の必要性が極めて高く，かつ，その多様な特性に応じた対策を検討する必要から，早期に実施すべきテーマである。また，罰金に処せられた者を含む窃盗事犯者の詳細な実態把握や再犯状況等の研究は，現在まで実施されていない

上、使用するデータの性質に照らし、法務総合研究所以外では実施できないと思われるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(効率性の評価項目)

窃盗事犯者は、同種再犯に陥りやすく、初めての刑事処分が再犯防止上の重要な分岐点となると考えられるところ、本研究では、懲役刑だけでなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。調査対象の拡充を更に検討する余地もあるが、抽出やデータ収集上の制約を併せ考慮する必要がある。研究の手法等は、実務経験を有する者が、公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、かつ、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものを見込まれる。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中24点である。

(有効性の評価項目)

本研究は、罰金に処せられた者を含む初犯者で、重要な類型の窃盗事犯者及びその再犯の実態等をその特性に応じて明らかにするという、これまでの研究では把握できなかった内容に渡る見込みであるから、窃盗事犯者に関係する再犯防止対策や処遇等の在り方の検討に大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(総合評価)

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成25年8月16日～23日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*2}

第3 再犯防止のための重点施策

1－(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

3－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

・平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」

*1 「累積再入率」

各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。

*2 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

事前評価結果表

【窃盗事犯者に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	窃盗は、一般刑法犯認知件数の約4分の3を占めるだけでなく、過去の研究により、窃盗事犯者は同種再犯に陥りやすいことが明らかにされている。また、「再犯防止に向けた総合対策」の重点課題である少年・若年者、高齢者、女性の犯罪動向も窃盗は中心的犯罪であるなど、質、量の両面において再犯防止上の中心課題である。したがって、本研究は、同対策を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止策に密接に関連する研究であり、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	初犯者を中心に、犯行手口に着眼した窃盗事犯者の類型別の実態や再犯状況等を、罰金に処せられた者を含めて詳細に把握する研究は現時点まで行われていない上、研究に用いるデータの性格に照らし、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難であるから、他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	窃盗事犯は、再犯防止対策上の重要課題であるが、その多様な特性に応じた対策を検討するためには、本研究で対象とするような、罰金対象者を含む窃盗事犯者の特性ごとのきめ細やかな実態把握等が不可欠であり、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	窃盗は再犯率が高く、同種再犯に陥りやすいことが明らかになっているところ、初めての刑事処分は再犯防止上の重要な分岐点となっていると思われる。本研究では、懲役刑だけではなく、広く、罰金刑に処せられた者も含めて、初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするものである上、万引き、侵入盗といった再犯が多い手口の類型に該当する者を、一定期間に区切って抽出するため、偏りがなく、かつ、特性に応じたきめ細やかな分析に適した調査対象者を確保できることが見込まれる。他方、研究を深めるためには、刑事処分に先行して微罪処分や起訴猶予処分を受ける者が多いと指摘される万引き事犯の起訴猶予者等の調査を検討する余地もあるが、抽出やデータ収集上の制約も併せ考慮する必要がある。これらを総合すると、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし、適切なものになると見込まれる。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究は、検察官、刑務官、少年院教官、保護観察官等で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、刑事事件記録等の公的記録に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、研究の実施体制・手法は、研究の趣旨・目的に照らし、適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、主として実務経験のある研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しないことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点から十分に合理的なものになると見込まれる。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、再犯防止に向けた総合対策に沿ったものである上、罰金に処せられた者を含む初犯者で、重要な類型の窃盗事犯者及びその再犯の実態等をその特性に応じて明らかにするという、これまでの研究では把握できなかった内容に渡る見込みであるから、再犯防止に向けた総合対策を所管する部局による施策等の立案、事務運用の改善等の検討においてはもちろん、大学等の研究等に大いに利用される見込みである。

評点合計： 64点

参 考 资 料

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

平成25年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（沖縄少年院・沖縄女子学園新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設について所要の整備を行う。		
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は昭和42年に建設された建物であり，狭あいや経年による老朽化が著しい。また，敷地内において陥没事故が絶えず，一部庁舎が機能不全に陥るなど施設運営に支障を来している。加えて，現在地は借地であり早期の返還が望ましい。

(2) 目的・目標

陥没事故が続いている現在地から別敷地への移転・統合により，現状施設の老朽，狭あいの解消と同時に，2庁舎を統合することで事務の合理化及び施設の集約化を図る。また，少年矯正を考える有識者会議提言^{*1}を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により，適正な処遇を実践できる施設とする。

(3) 具体的内容

事業場所：沖縄県糸満市字真栄平出口原1281他

事業時期：平成26年度から

延べ面積：7,269㎡（沖縄少年院），3,268㎡（沖縄女子学園）

入居庁：沖縄少年院，沖縄女子学園

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料3ページ）。

事業計画の必要性：128点

- ・既存庁舎は面積が不十分な上，現存率が低く耐震強度が不足している。
- ・敷地内で陥没事故が発生するなど立地条件が不良であり，一部庁舎が機能不全に陥るなど施設運営に支障を来している。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の合理性：100点

- ・他の案^{*2}では，現在地で頻発している敷地内の陥没事故を防止することは事実上難しいことから，事業案と同等の性能を確保できない。

(3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）^{*3}（別添資料5ページ）：133点

- ・現予定地での新営整備は，現在地で懸念される陥没事故のおそれがなく，自然条件が災害防止上良好である。

・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B 2）の評価^{*4}（別添資料 6 ページ）において、特に充実した取組（A 評価^{*5}）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A 評価の内訳（5 項目）

①地域性（地域性のある材料の採用，地域に開放された施設の設置，景観への配慮），②人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被収容者の人権に配慮した建物計画，来庁舎の人権に配慮した建物計画），③環境保全性（省エネ機器・システムの導入，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応），④防災性（非常用飲料水の確保，停電対策，保管室の防火性能の確保）及び⑤保安性（保安性の確保，被収容者の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価^{*6}（0 項目）

(ウ) C 評価の内訳（2 項目）

①ユニバーサルデザイン及び②耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成25年 8 月 16 日～23 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

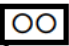
なし

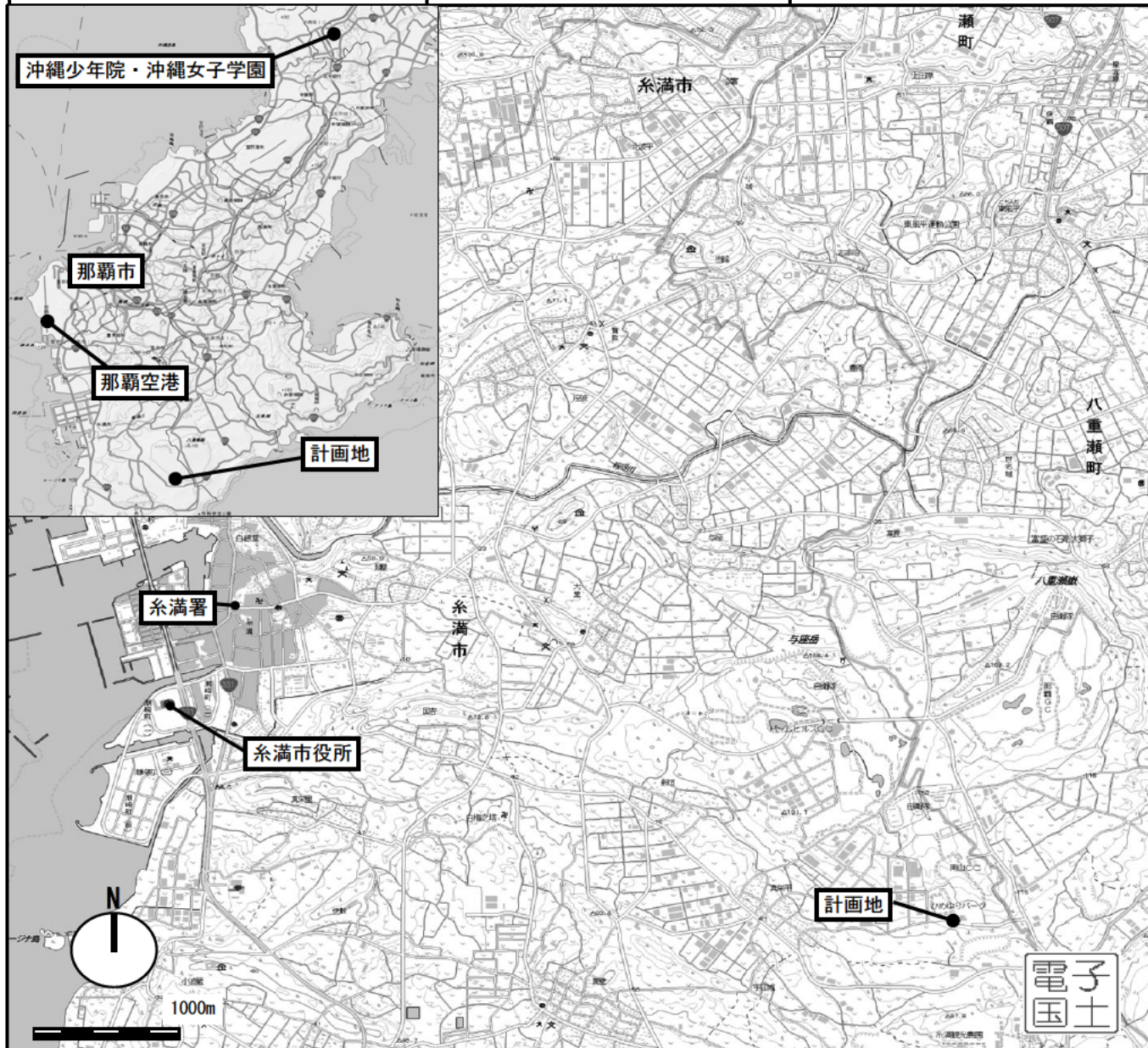
8. 備考

-
- *1 「少年矯正を考える有識者会議提言」
〔<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003.html>〕を参照。
 - *2 「他の案」
2庁それぞれの現所在地建替を想定したもの
 - *3 「基本機能（B 1）」
基本機能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。
 - *4 「付加機能の評価」
事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。
 - *5 「A評価」
B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
 - *6 「B評価」
C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

**沖繩少年院・沖繩女子学園新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設		
 行政施設, 交通施設, 現状施設	〔少年鑑別所〕 施設名：那覇少年鑑別所 移動距離：18.4km	〔保護観察所〕 施設名：那覇保護観察所 移動距離：17.0km
	〔家庭裁判所〕 施設名：那覇家庭裁判所 移動距離：18.0km	



官署No.	官署名称	アプローチ
		[車・バス]
1	沖縄少年院	沖縄自動車道 沖縄南ICより約5分
2	沖縄女子学園	同上
(計画地)	沖縄少年院・沖縄女子学園	ひめゆりパーク前バス停より徒歩約5分

2 整備方針

○ 少年院（沖縄少年院，沖縄女子学園）

目的	方針
地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
	○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安全管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
来訪者対応機能の充実	○面会待合室，面会室等の機能改善 ・面会室，待合室等の充実
円滑な業務の遂行	○調室，面接調査室等の機能改善 ・調室，面接調査室等の充実
教育環境の充実	○改善更生の充実のための配慮 ・生活指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	○教育内容，教育方法の充実のための配慮 ・生活指導，教科教育，保健，体育のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・特別活動の実施への配慮
少年の処遇，生活環境の改善	○居室（単独室，共同室）の機能改善 ・居室（単独室，共同室）の採光，通風等良好な環境の確保
職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修，取り壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用) ・将来の施設変化への柔軟な対応 (将来対応スペースの確保) (増築・改修の自由度の向上)

少年矯正業務の維持・向上

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点		
		100	90	80	70	60			50	40
老朽	木造	保安度2.500以下	3.000以下	3.500以下	4.000以下	4.500以下	5.000以下	6.000以下	90	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	9	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの			期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		5	
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの		相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの		シビックコア計画に基づいたものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のもの又は7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
都市計画の関係	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
立地条件の不良	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	8	
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	6	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの		新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの						国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。		
加算点(法務総合庁舎計画等)								10		
主要要素							必要要素	128	合計	

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点	
		1	0.9	0.8	0.7		
位置	用地取得の見込	1.1 取得済み、現地建費	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5 敷地未定	
		1.1 災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上上好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	
	1.1 アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし		
	1.0 都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない		
	1.0 敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できる形状で安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模未定	1.0	
			駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある		1.0	
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての調整が必要	1.0	
		総合庁舎等の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない		
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	適切な構造、機能として計画されていない	適切な構造、機能として計画されていません	標準的な構造が確保できないおそれがある、又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133	

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

平成25年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（佐渡法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設について所要の整備を行う。		
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

新潟地方検察庁佐渡支部は，昭和44年に建築された建物であり，狭あいや経年による老朽化が著しい。

また，新潟刑務所佐渡拘置支所は，昭和47年に建築された建物であり，経年による老朽化が進んでいる。

さらに，いずれの施設も，必要な諸室を整備するには面積不足であるうえに，機能不備等により，来庁者への対応に支障が生じており，行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

（2）目的・目標

新潟刑務所佐渡拘置支所敷地に，2つの施設を併せて法務総合庁舎として整備し，業務効率の改善及び合理化を図るとともに，機能不備を解消することで利用者へのサービス向上を図る。

（3）具体的内容

事業場所：新潟県佐渡市中原341

事業時期：平成26年度から

延べ面積：2,326㎡

入居庁：新潟地方検察庁佐渡支部・佐渡区検察庁，新潟刑務所佐渡拘置支所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業評価の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：114点

・既存庁舎は面積が不十分な上，建物の耐震強度が不足している。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

・他の案^{*1}では，拘置支所敷地内に必要とする規模の増築ができないこと，また，機能集約による合理化が実現できないことから，事業案と同等の性能を確保できない。

（3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）^{*2}（別添資料6ページ）：133点

・現予定地での新営整備は，周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており

好条件である。

イ 付加機能（B 2）の評価*3（別添資料 7 ページ）において、特に充実した取組（A 評価*4）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A 評価の内訳（4 項目）

①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被疑者・被収容者等の人権に配慮した建物計画，来庁者の人権に配慮した建物計画），②環境保全性（省エネ機器・システムの導入，屋上緑化，水の循環利用，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応），③防災性（非常用飲料水の確保，停電対策，保管室の防火性能の確保）及び④保安性（保安性の確保，被疑者・被収容者等の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価*5（0 項目）

(ウ) C 評価の内訳（3 項目）

①地域性，②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成25年 8 月16日～23日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

2庁それぞれの敷地に増築を想定したもの

*2 「基本機能（B 1）」

基本性能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C 評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A 評価」

B 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B 評価」

C 評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

佐渡法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設

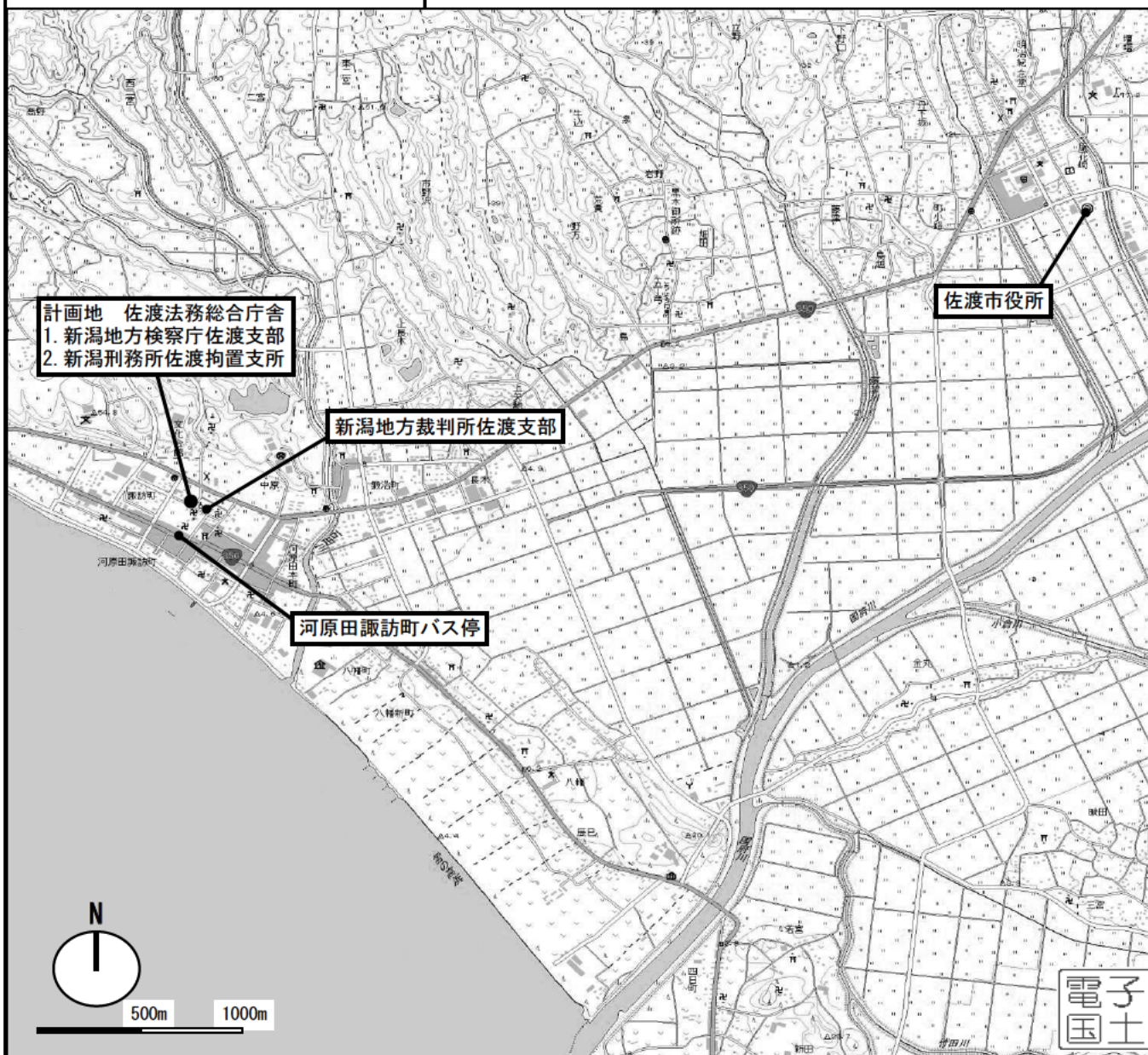


行政施設, 交通施設, 現状施設

〔裁判所〕

施設名: 新潟地方裁判所佐渡支部

移動距離: 0.1km



官署No.	官署名称	アプローチ
		[バス]
1	新潟地方検察庁佐渡支部	河原田諏訪町バス停より徒歩約3分
2	新潟刑務所佐渡拘置支所	同上
(計画地)	佐渡法務総合庁舎	同上

2 整備方針

○ 検察庁支部

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
検察業務の質的・量的変化への対応 業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 領置証拠品庫及び記録保存庫のスペースの充実 ・ 領置証拠品庫及び記録保存庫の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 拘置支所		
目的	方針	
拘置所業務の維持・向上	地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実	○面会待合室，面会室等の機能改善 ・面会室，待合室等の充実
	円滑な業務の遂行	○調室，面接調査室等の機能改善 ・調室，面接調査室等の充実
	被收容者の処遇，生活環境の改善	○居室（単独室，共同室）の機能改善 ・居室（単独室，共同室）の採光，通風等良好な環境の確保
職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応	

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修，取り壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評価点					備考	評価点								
		100	80	70	60	50			40							
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は氣象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90							
	非木造	60%以下 左	同	同	同	同	同									
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	10							
	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの	緊急に返還すべきもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	区画整理等が計画決定済であるもの(年度別決定済)	都市計画的にみて、地域性上著しい積雪のある又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの			都市計画的にみて、地域性上著しくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	法令による基準より低いか低いもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	
分散	事務能率低下、連絡困難	周囲が区画整理等施行済みで早く立退かないと妨害となるもの	区画整理等が計画決定済であるもの(年度別決定済)	区画整理等が計画決定済であるもの	同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のもの又は7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のもの又は7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	区画整理等が計画決定済であるもの	都市計画的にみて、地域性上著しくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	施設が不備のため業務上著しく支障があるもの	法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。
	都市計画の関係	地域性上の不適	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの
立地条件の不良	位置の不適	位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの
	衛生条件の不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良	採光、換気不良
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの
	法令等	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの	法令による基準より低いか低いもの
加算点(法務総合庁舎計画等)							加算点(法務総合庁舎計画等)	10								
合計							合計	114								

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点	
		1.1	1	0.9	0.8		
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建費	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5	
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1	
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1	
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
	機能性等	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		適切な構造、機能として計画されている	総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
			標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133	

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

平成25年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（駿府学園新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設について所要の整備を行う。		
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

既存施設は昭和42年に建設された建物で，経年による老朽化が著しく進んでおり，平成21年に発生した駿河湾沖地震により建物上部及び基礎の沈下等の被害を受けている。また，敷地内の斜面で崩壊や割れ，陥没が発生し，その後行った斜面危険度判定調査においては，崩壊の危険があり緊急度も高いと判定されたことから，一部建物を封鎖するなど業務に支障が生じており，斜面の早急な補強工事と同時に危険性を考慮した庁舎配置の見直しが必要である。

（2）目的・目標

現状施設の老朽の解消を図ると同時に，敷地内の斜面の補強工事と庁舎配置の見直しを行い，災害に強い施設を整備する。また，少年矯正を考える有識者会議提言^{*1}を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により，適正な処遇を実践できる施設とする。

（3）具体的内容

事業場所：静岡県静岡市葵区内牧118番
 事業時期：平成26年度から
 延べ面積：6,114㎡
 入居庁：駿府学園

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料3ページ）。
 事業計画の必要性：124点
 - ・既存庁舎は現存率が低く耐震強度が不足している。
 - ・敷地内の斜面で崩壊の危険性があり，一部建物を封鎖するなど業務に支障が生じている。
- （2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。
 事業計画の合理性：100点
 - ・敷地内の斜面に崩壊の危険性があるため，早急な補強工事と庁舎配置の見直しが必要であり，他の案^{*2}では，事業案と同等の性能を確保できない。
- （3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。
 - ア 基本機能（B1）^{*3}（別添資料5ページ）：121点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B 2）の評価^{*4}（別添資料 6 ページ）において、特に充実した取組（A 評価^{*5}）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A 評価の内訳（4 項目）

①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被収容者の人権に配慮した建物計画，来庁舎の人権に配慮した建物計画），②環境保全性（省エネ機器・システムの導入，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応），③防災性（非常用飲料水の確保，停電対策，保管室の防火性能の確保）及び④保安性（保安性の確保，被収容者の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価^{*6}（0 項目）

(ウ) C 評価の内訳（3 項目）

①地域性，②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成25年 8 月 16 日～23 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

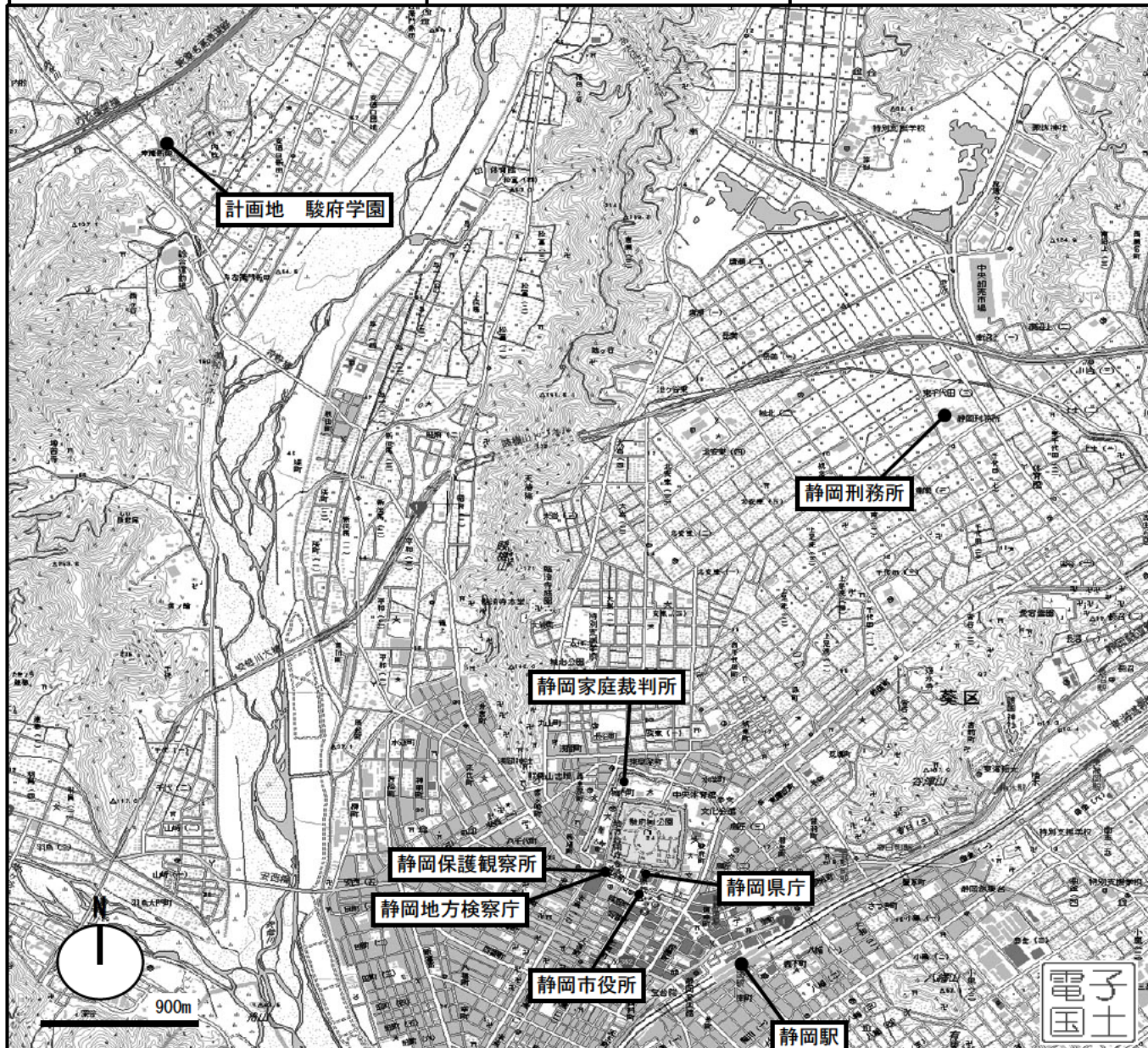
8. 備考

-
- *1 「少年矯正を考える有識者会議提言」
〔<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003.html>〕を参照。
- *2 「他の案」
現在地での耐震改修，模様替えを想定したもの
- *3 「基本機能（B 1）」
基本機能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。
- *4 「付加機能の評価」
事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は，「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。
- *5 「A評価」
B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
- *6 「B評価」
C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

駿府学園新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設		
 行政施設, 交通施設, 現状施設	〔保護観察所〕 施設名：静岡保護観察所 移動距離：5.8km	〔少年鑑別所〕 施設名：静岡少年鑑別所 移動距離：11.0km
	〔家庭裁判所〕 施設名：静岡家庭裁判所 移動距離：5.8km	



官署No.	官署名称	アプローチ
		[車]
1	駿府学園	JR静岡駅より約25分
(計画地)	同上	同上

2 整備方針

○ 少年院（駿府学園）

目的	方針
地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
	○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安全管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
来訪者対応機能の充実	○面会待合室，面会室等の機能改善 ・面会室，待合室等の充実
円滑な業務の遂行	○調室，面接調査室等の機能改善 ・調室，面接調査室等の充実
教育環境の充実	○改善更生の充実のための配慮 ・生活指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	○教育内容，教育方法の充実のための配慮 ・生活指導，教科教育，保健，体育のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・特別活動の実施への配慮
少年の処遇，生活環境の改善	○居室（単独室，共同室）の機能改善 ・居室（単独室，共同室）の採光，通風等良好な環境の確保
職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減，省エネ，省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設，維持管理，改修，取り壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用) ・将来の施設変化への柔軟な対応 (将来対応スペースの確保) (増築・改修の自由度の向上)

少年矯正業務の維持・向上

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点						備考	評点
		100	90	80	70	60	50		
老朽	木造	保安度2.500以下	3.000以下	3.500以下	4.000以下	4.500以下	5.000以下	6.000以下	110
	非木造	残存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等があるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	
都市計画の関係	地域性上の不適		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの		80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	6
立地条件の不良	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの			施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	8
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	
法令等	法令等に基づく整備		法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの					国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)									
合計									124

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1	0.9	0.8	0.7	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建費	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.0
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.1
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模未定	1.0
			駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある		1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が妥当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	1.0
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画され、必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

平成25年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（西日本矯正医療センター（少年）（仮称）新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設について所要の整備を行う。		
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は京都医療少年院が昭和37年築，宮川医療少年院が昭和45年築であり，狭あいや経年による老朽化に加えて医療法上の既存不適格等の機能不備が著しく，改善の必要がある。また，重複した機能を集約することにより合理化が可能である。

(2) 目的・目標

旧宇治少年院跡地に両医療少年院の機能を統合し，事務の合理化及び医療機器等の集約化を進めることで，矯正医療業務の向上を図ると同時に，両施設の老朽，狭あいの解消を図る。また，少年矯正を考える有識者会議提言^{*1}を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により，適正な処遇を実践できる施設とする。

(3) 具体的内容

事業場所：京都府宇治市五ヶ庄三番割
 事業時期：平成26年度から
 延べ面積：15,298㎡
 入居庁：京都医療少年院，宮川医療少年院

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料3ページ）。

事業計画の必要性：111点

- ・既存庁舎は現存率が低く耐震強度が不足している。
- ・現状の施設では医療法上の既存不適格等の機能不備が著しく，医療少年院としての業務遂行が困難である。
- ・同一の機能が2庁に分散していることで非効率な運営を強いられており，機能集約による合理化や医療機器の集約化が必要である。
- ・既存庁舎は面積が不十分である。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の合理性：100点

- ・他の案^{*2}では，現状の非効率な運営形態の改善，機能集約による合理化や医療機器の集約化は実現できないことから，事業案と同等の性能を確保できない。

(3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B 1）^{*3}（別添資料 5 ページ）：133点

- ・用地を取得済みである。
- ・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B 2）の評価^{*4}（別添資料 6 ページ）において、特に充実した取組（A 評価^{*5}）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A 評価の内訳（4 項目）

①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被収容者の人権に配慮した建物計画，来庁舎の人権に配慮した建物計画），②環境保全性（省エネ機器・システムの導入，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応），③防災性（非常用飲料水の確保，停電対策，保管室の防火性能の確保）及び④保安性（保安性の確保，被収容者の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B 評価^{*6}（0 項目）

(ウ) C 評価の内訳（3 項目）

①地域性，②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成25年 8 月 16 日～23 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

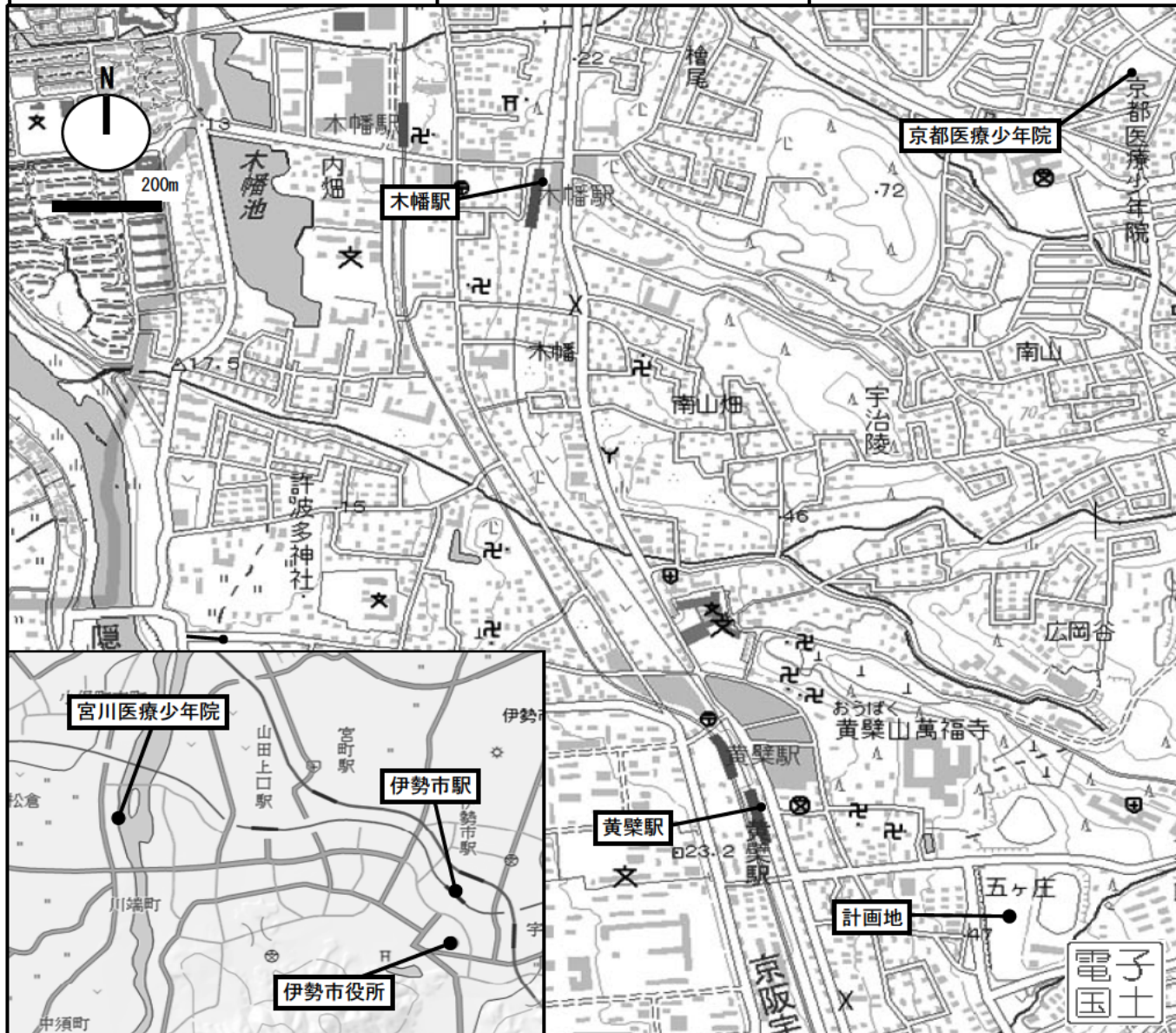
8. 備考

-
- *1 「少年矯正を考える有識者会議提言」
〔<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003.html>〕を参照。
 - *2 「他の案」
2庁それぞれの現所在地建替を想定したもの
 - *3 「基本機能（B 1）」
基本機能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。
 - *4 「付加機能の評価」
事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。
 - *5 「A評価」
B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
 - *6 「B評価」
C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

西日本矯正医療センター（少年）（仮称）新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設		
 行政施設, 交通施設, 現状施設	[少年鑑別所] 施設名: 京都少年鑑別所 移動距離: 19.0km	[保護観察所] 施設名: 京都保護観察所 移動距離: 19.0km
	[家庭裁判所] 施設名: 京都家庭裁判所 移動距離: 19.0km	



官署No.	官署名称	アプローチ
		[電車・バス・徒歩]
1	宮川医療少年院	J R・近鉄伊勢市駅よりバス10分 徒歩5分
2	京都医療少年院	J R木幡駅より徒歩30分
(計画地)	西日本矯正医療センター (少年) (仮称)	J R・京阪黄檗駅より徒歩6分

2 整備方針

○ 矯正医療センター（西日本矯正医療センター（少年）（仮称））

目的	方針	
少年矯正医療業務の維持・向上	地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安全管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実	○面会待合室、面会室等の機能改善 ・面会室、待合室等の充実
	円滑な業務の遂行	○調室、面接調査室等の機能改善 ・調室、面接調査室等の充実
	医療施設機能の充実	○施設機能の充実のための配慮 ・医療の充実（被收容領域の整備）のための病棟への配慮
	教育環境の充実	○改善更生の充実のための配慮 ・生活指導、通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
		○教育内容、教育方法の充実のための配慮 ・生活指導、教科教育、保健、体育のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・特別活動の実施への配慮
	被收容者の処遇、生活環境の改善	○居室（単独室、共同室）の機能改善 ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
	環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画
		○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修、取り壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
	フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用) ・将来の施設変化への柔軟な対応 (将来対応スペースの確保) (増築・改修の自由度の向上)

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点		
		100	90	80	70	60			50	40
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3.000以下	3.500以下	4.500以下	5.000以下	6.000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90	
	非木造	60%以下 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左			
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	5
	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの	借用期限が切れる必要のもの	緊急に返還すべきもの	区画整理等が実施されるもの(年度別決定済)	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	同一敷地内に分散、業務上支障があるもの		
分散	事務能率低下、連絡困難									シビックコア計画に基づいたものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済みのものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの	区画整理等が実施されるもの(年度別決定済)	60点以下	80点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい積雪のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	都市計画的にみて、地域性上著しくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの			
都市計画の関係	地域性上の不適									
	位置の不適									
立地条件の不良	位置の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	6
衛生条件の不良	採光、換気不良									
	法令等	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令による基準よりばらばらに低いもの	法令による基準よりばらばらに低いもの	法令による基準よりばらばらに低いもの	法令による基準よりばらばらに低いもの	法令による基準よりばらばらに低いもの	法令による基準よりばらばらに低いもの	
加算点(法務総合庁舎計画等)								10		
合計								111		

主要要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点	
		1.1	1	0.9	0.8		
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建費	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5	
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1	
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり			1.1	
		都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模未定	1.0	
		敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている		1.0	
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要		
		総合庁舎等の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0	
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133	

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

平成25年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（福岡第2法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設について所要の整備を行う。		
政策評価実施時期	平成25年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

福岡第2法務合同庁舎に入居している検察庁（福岡高等検察庁，福岡地方検察庁及び福岡区検察庁）は，裁判所との円滑な執務のために隣接する必要があるところ，都市計画に伴い，裁判所が移転することにより（別添資料1ページ），日常の業務に重大な支障が生じるおそれがある。

また，福岡保護観察所は昭和37年に建設された建物であり，狭あいや経年による老朽化が著しい。

さらに，いずれの施設も，必要な諸室を整備するには面積不足である上に，機能不備等により，来庁者への対応に支障が生じており，行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

(2) 目的・目標

検察庁及び保護観察所を集約した法務総合庁舎を整備し，事務の合理化，施設の集約化を図るとともに，裁判所に隣接させることで司法機関との連携強化を図る。また，機能不備の解消により，利用者へのサービス向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：福岡県福岡市中央区六本松4丁目2-1

事業時期：平成26年度から

延べ面積：24,112㎡

入居庁：福岡高等検察庁，福岡地方検察庁・福岡区検察庁，
九州地方更生保護委員会，福岡保護観察所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業評価の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：124点

- ・既存庁舎は老朽化が著しく面積が不十分な上，都市計画の関係で早期の移転を依頼されている。

- ・福岡保護観察所は耐震強度が不足している。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

- ・他の案^{*1}では，事業案と同等の性能を確保できない。

いずれの施設も、既存敷地に必要とする規模の新営整備を行うことができないこと、また、集約整備による、施設・設備の合理化・効率化、人的資源の有効活用、国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的な整備を図ることができないことから、他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。

(3) 基本機能 (B 1) 及び付加機能 (B 2) が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能 (B 1) ^{*2} (別添資料 6 ページ) : 133点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能 (B 2) の評価^{*3} (別添資料 7 ページ) において、特に充実した取組 (A 評価^{*4}) が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(7) A評価の内訳 (5項目)

①地域性 (緑地・オープンスペースの設置、周辺の都市環境への配慮、景観への配慮)、②人権 (地域住民の人権に配慮した建物計画、被疑者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画)、③環境保全性 (省エネ機器・システムの導入、屋上緑化、水の循環利用、自然エネルギーの活用、グリーン購入法の全面的な対応)、④防災性 (雷保護の高性能化、停電対策、保管室の防火性能の確保) 及び⑤保安性 (保安性の確保、被疑者・保護観察対象者等の監視を容易にする工夫) に対して特に充実した取組が計画されている。

(4) B評価^{*5} (0項目)

(8) C評価の内訳 (2項目)

①ユニバーサルデザイン及び②耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている

以上 (1)、(2) 及び (3) より、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成25年8月16日～23日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

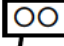
なし

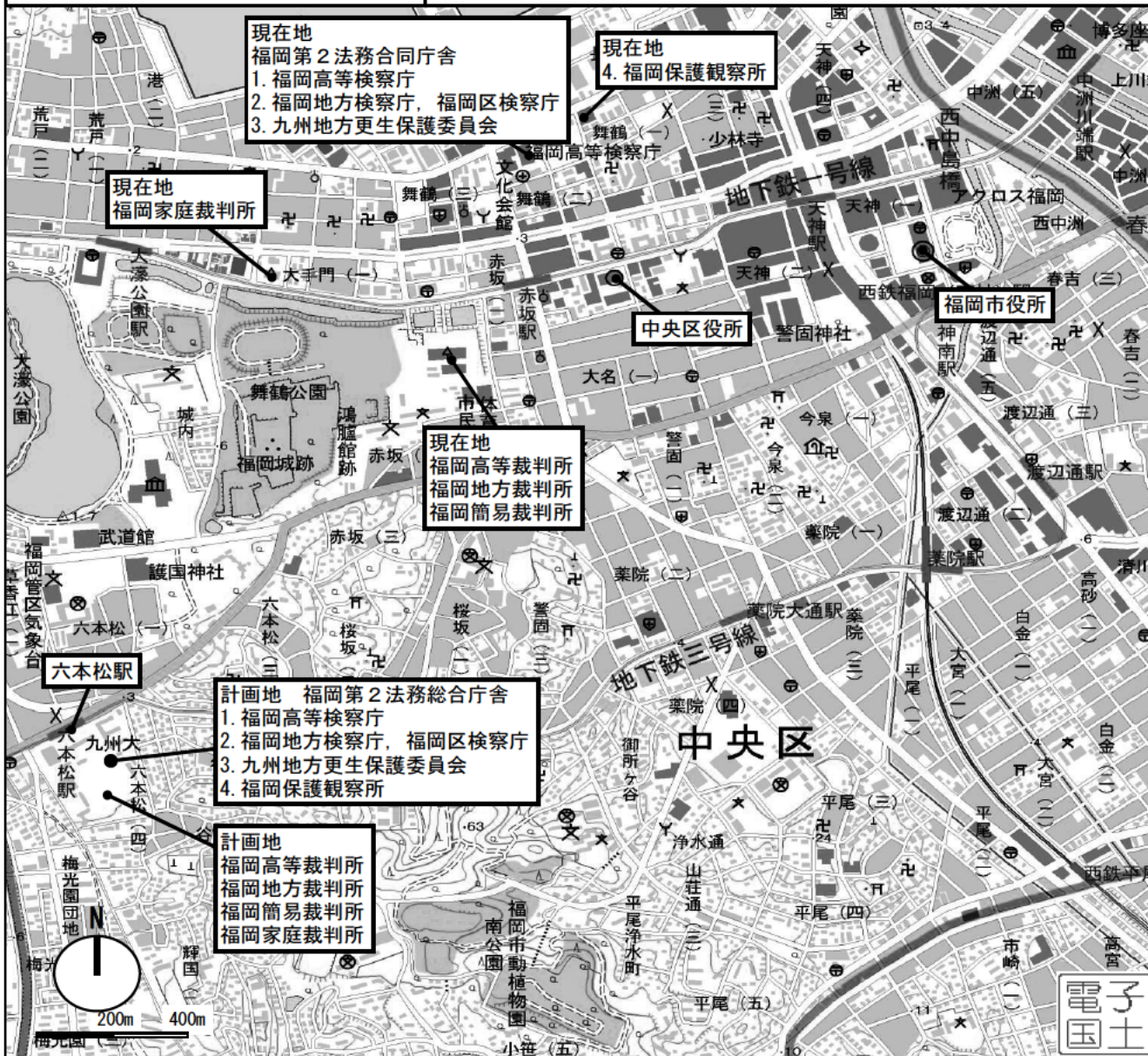
8. 備考

-
- *1 「他の案」
2庁それぞれの現所在地建替えを想定したもの
 - *2 「基本性能（B 1）」
基本性能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。
 - *3 「付加機能の評価」
事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている（C評価）」とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。
 - *4 「A評価」
B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
 - *5 「B評価」
C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

福岡第2法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例	主要施設
 行政施設, 交通施設, 現状施設	〔裁判所〕 施設名：福岡高等裁判所, 福岡地方裁判所, 福岡簡易裁判所, 福岡家庭裁判所 (計画地) 移動距離： 0.1km (計画地からの距離)



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	福岡高等検察庁	地下鉄赤坂駅より徒歩約7分	長浜二丁目バス停より徒歩約1分
2	福岡地方検察庁, 福岡区検察庁	同上	
3	九州地方更生保護委員会	同上	
4	福岡保護観察所	地下鉄赤坂駅より徒歩約10分	
(計画地)	福岡第2法務総合庁舎	地下鉄六本松駅より徒歩約3分	

2 整備方針

○ 検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保 ○ バリアフリー化 ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実 ○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・ 協働執務体制への配慮 ○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実 ○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 保護観察所		
目的	方針	
保護観察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○待合機能、情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペース確保 ○バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者及び高齢者のための機能の充実 ○駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	犯罪被害者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・専用待合室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・保護観察対象者との区域分離
	保護観察官、社会復帰調整官支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○面接、調査機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・面接、調査室の面積不足解消 ・面接、調査室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		<ul style="list-style-type: none"> ○医療観察機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導室の設置 ○付随機能等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各待合室等の充実 ・集団処遇室の設置

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 <small>（ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修、取り壊しに必要な総費用）</small> <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 <small>（耐久性のある材料及び工法の採用）</small>

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点		
		100	90	80	70	60			50	40
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3.000以下	3.500以下	4.000以下	4.500以下	5.000以下	6.000以下	90	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	60%以下 同左	70%以下 同左	同左	同左	同左	同左	同左		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	7	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの			期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合						なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難					2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの
	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの								9	シビックコア計画に基づいたものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業全てが整備済みのものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地									
	地域性上の不適									
	位置の不適									
立地条件の不良	位置の不良									
	地盤の不良									
施設の不備	必要施設の不備									
	採光、換気不良									
法令等	法令等に基づく整備									
	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの									
加算点(法務総合庁舎計画等)								10		
合計								124		

主要要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点		
		1	0.9	0.8	0.7			
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は長房地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0	
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1	
		アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1	
		都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.1	
		敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	敷地が有効に利用できる形状で安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0	
		規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		業務内容等との関連が不明確	規模未定	1.0
		構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	敷地の規模	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
				単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
			総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
			機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133		

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは (政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

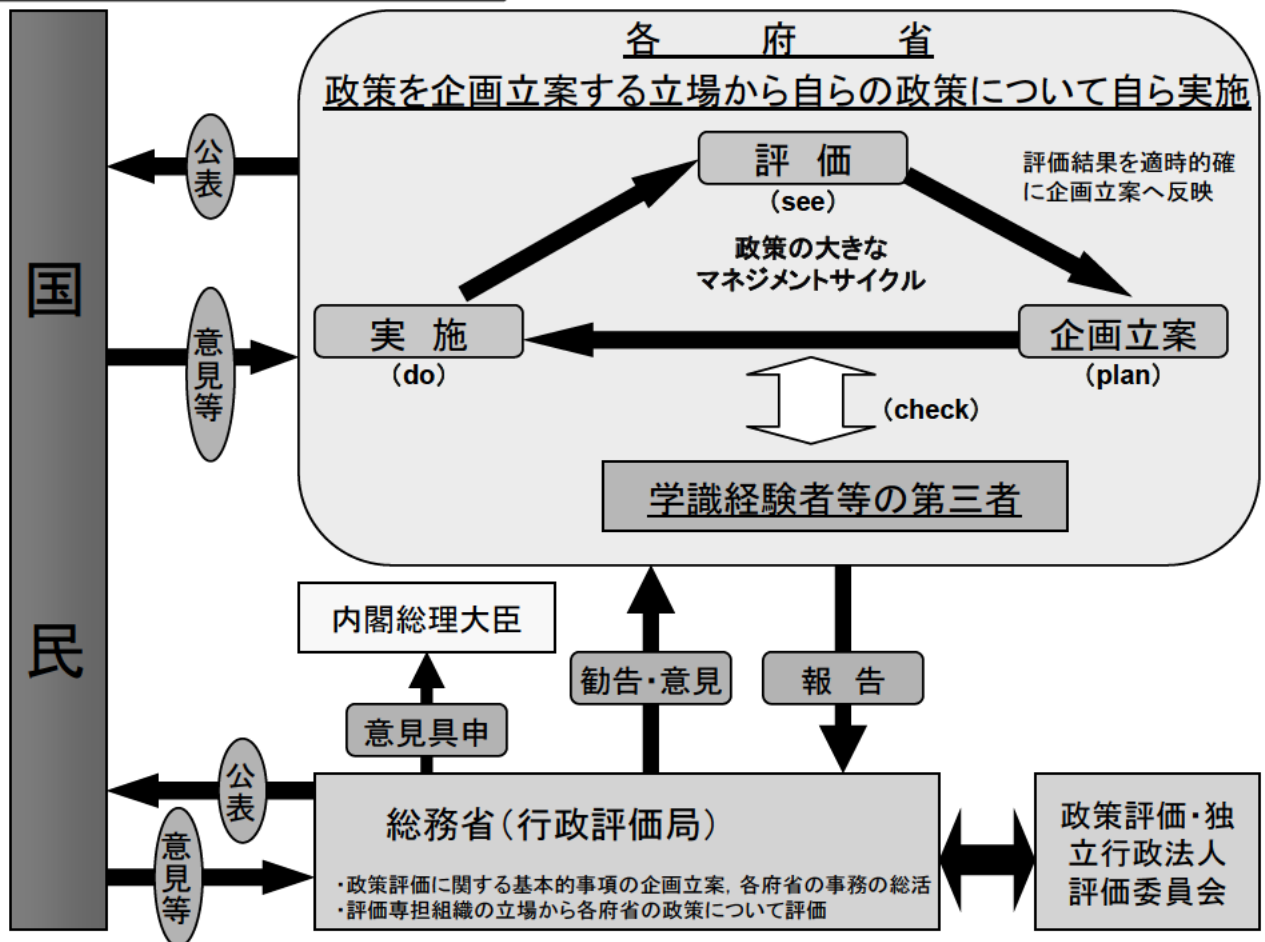
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

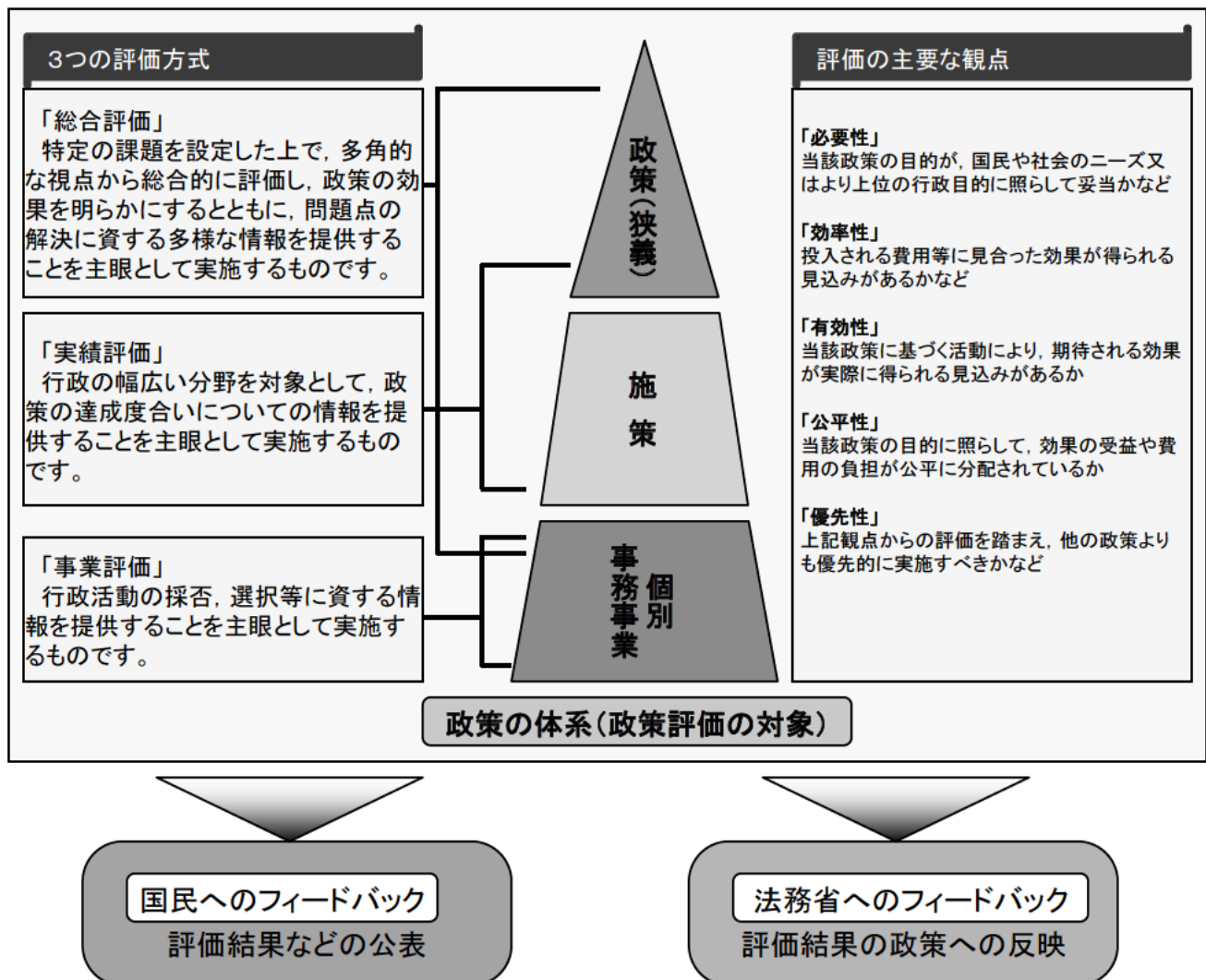
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

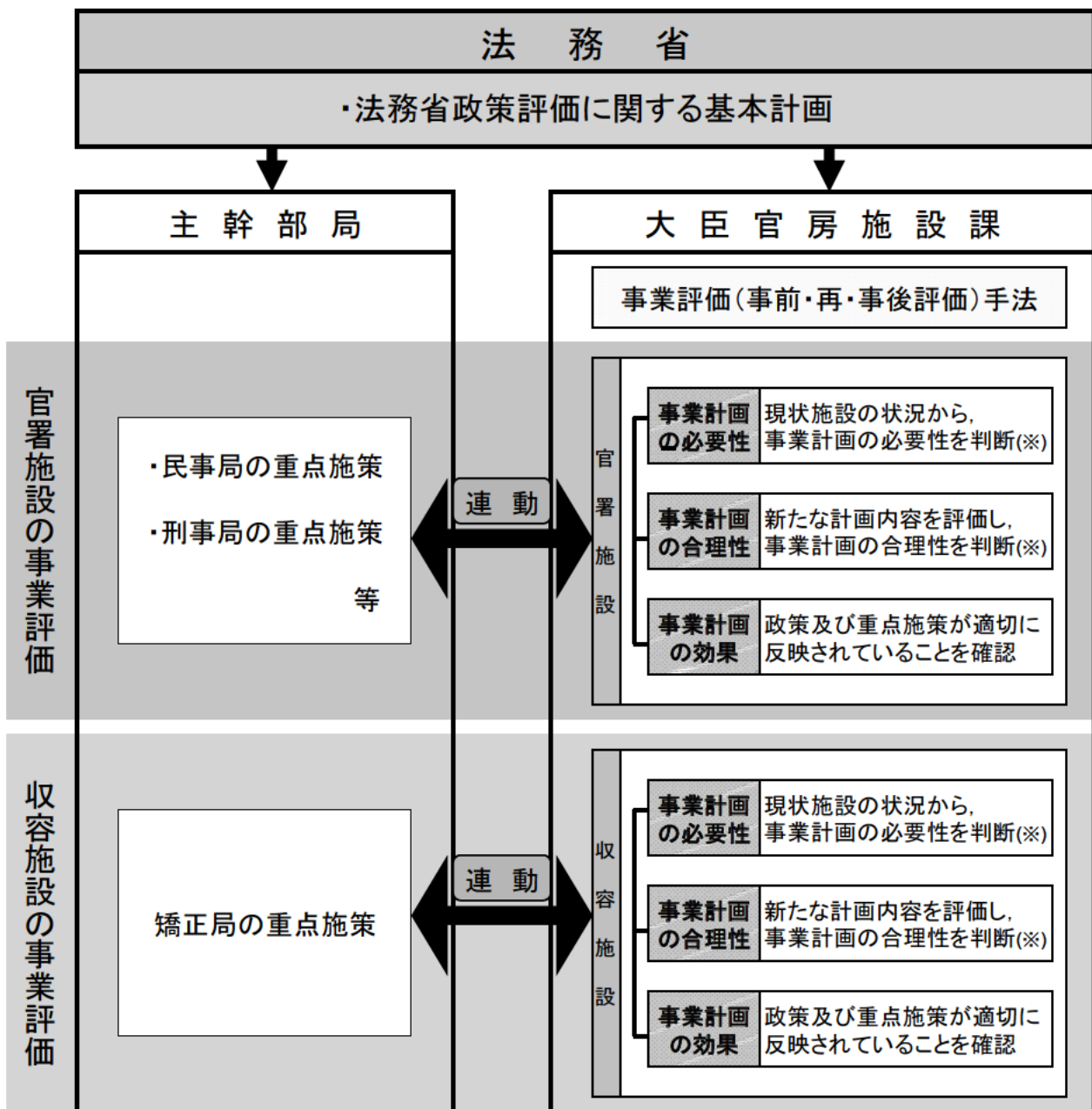
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

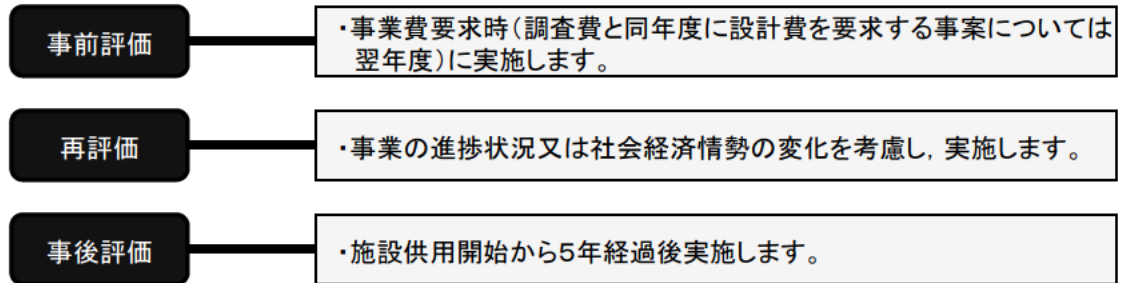


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

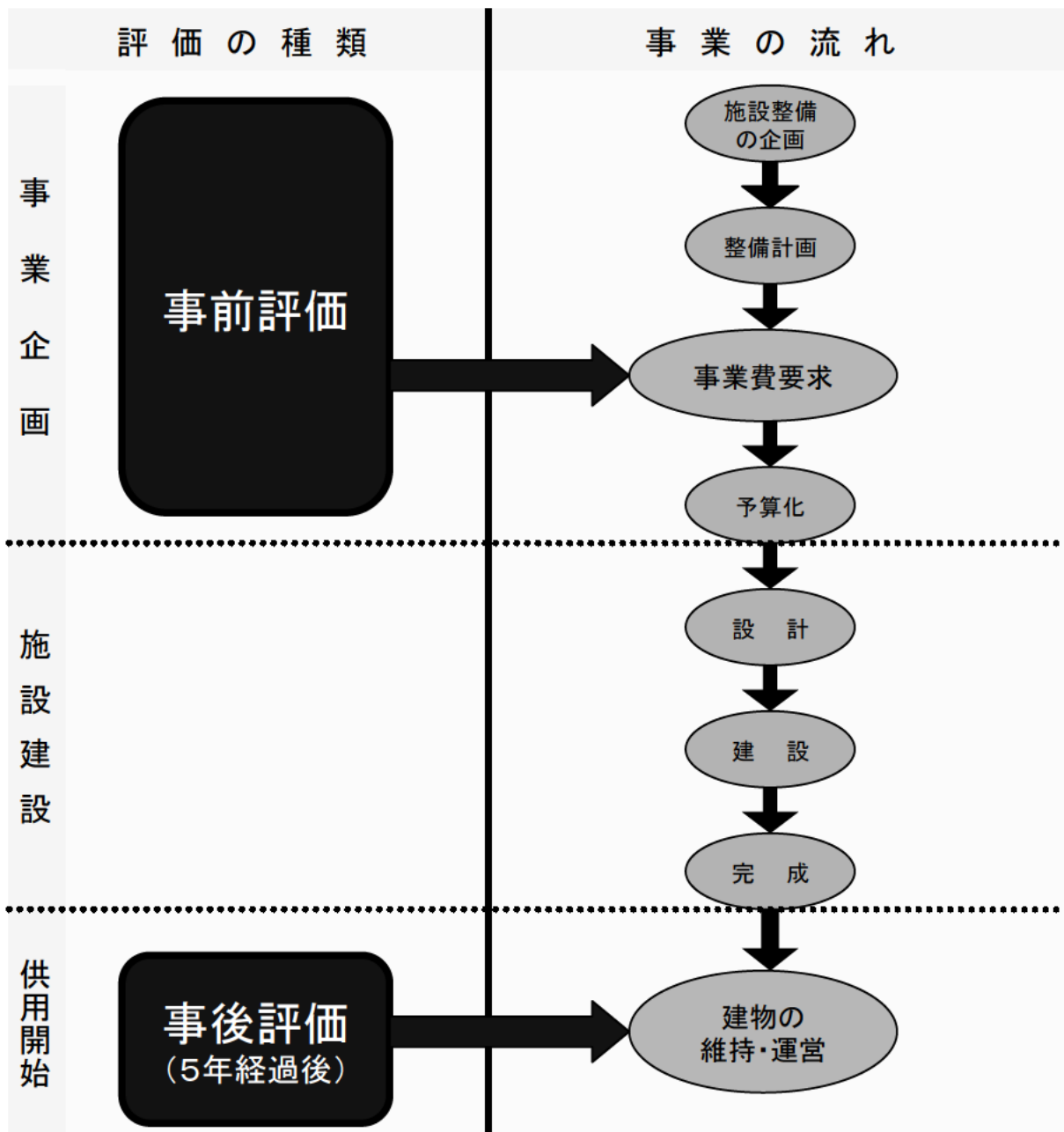
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

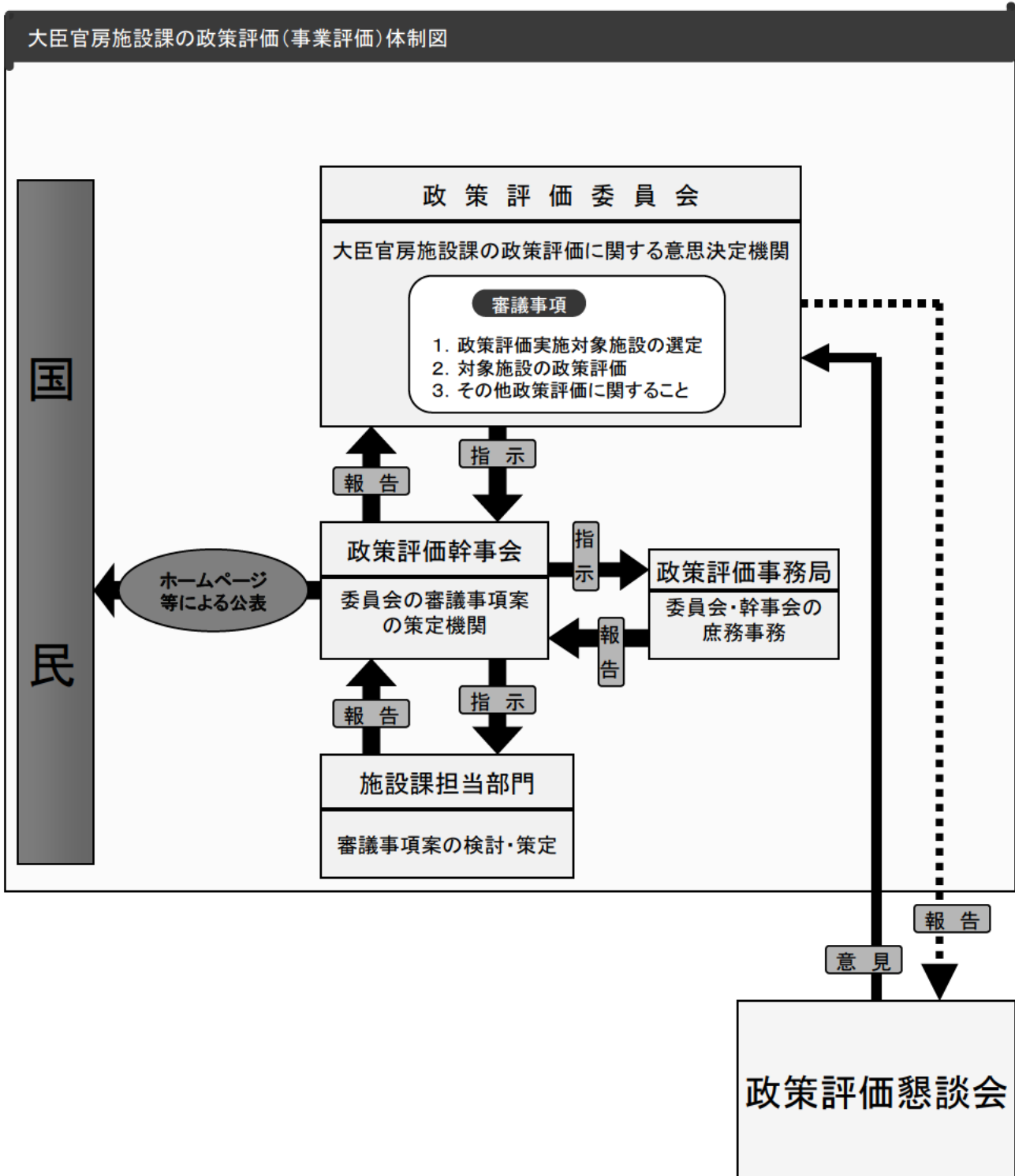


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m²)／新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>